「包括許可取扱要領」新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

○包括許可取扱要領(平成17年2月25日 平成17·02·23貿局第1号)

#### 改正後

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「法」という。) 第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の要件、許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。

#### I 一般包括許可

 $1 \sim 9$  (略)

10 一般包括許可の取消

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令<u>若しくは</u>許可の条件に違反したとき、I の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

#### Ⅱ 特定包括許可

 $1 \sim 7$  (略)

8 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して<u>3</u>年を 越えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。 (以下、略)

9 特定包括許可の更新

8にかかわらず、特定包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を 行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容 現

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「法」という。) 第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出 について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定 国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住 者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行 うものについて、一般包括許可、特定包括許可及び特別返品等包括許可の要件、 許可に付する条件、申請手続及び有効期限を次のとおり定める。

#### I 一般包括許可

 $1 \sim 9$  (略)

10 一般包括許可の取消

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき<u>若しくは</u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

## Ⅱ 特定包括許可

 $1 \sim 7$  (略)

8 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して<u>2</u>年を越えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。 (以下、略)

9 特定包括許可の更新

8にかかわらず、特定包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を 行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容 が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して<u>3</u>年を超えない範囲内において更新を行う。 (以下、略)

#### 10 特定包括許可の取消

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令<u>若しくは</u>許可の条件に違反したとき、 $\Pi$  の 2 (1) 若しくは (2) の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

#### Ⅲ 特別返品等包括許可 (略)

 $1 \sim 7$  (略)

8 特別返品等包括許可の有効期限

特別返品等包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して <u>3</u>年を越えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。 (以下、略)

9 特別返品等包括許可の更新

8にかかわらず、特別返品等包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。 (以下、略)

10 特別返品等包括許可の取消

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令<u>若しくは</u>許可の条件に違反したとき、IIIの2(1)若しくは(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して<u>2</u>年を超えない範囲内において更新を行う。

(以下、略)

#### 10 特定包括許可の取消

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき<u>若しくは</u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

#### Ⅲ 特別返品等包括許可 (略)

 $1 \sim 7$  (略)

8 特別返品等包括許可の有効期限

特別返品等包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して<u>2</u>年を越えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。 (以下、略)

### 9 特別返品等包括許可の更新

8にかかわらず、特別返品等包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において更新を行う。

(以下、略)

# 10 特別返品等包括許可の取消

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令<u>又は</u>許可の条件に 違反したとき<u>若しくは</u>国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると 認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

#### IV 特定子会社包括許可

1 特定子会社包括許可の種類

特定子会社包括許可の種類は、特定子会社包括輸出許可及び特定子会社包 括役務取引許可とする。

2 特定子会社包括許可の対象となる子会社

特定子会社包括許可の対象となる子会社は、次のいずれかに該当する者と する。

- (1) 当該企業の過半数の株式を所有する居住者が存在し、かつ、他の株式を保有する者がすべて居住者であって、貨物の最終需要者又は技術を利用する者(以下、「A種特定子会社」という。)
- (2) 当該企業の過半数の株式を所有する居住者が存在し、かつ、他の株式を保有する者がすべて居住者であって、A種特定子会社を最終需要者とする貨物の輸入者又はA種特定子会社を技術の利用する者とするための取引の相手方である者(以下、「B種特定子会社」という。)
- (3) 当該企業の株式の所有状況等について、(1) 又は(2) と実質的 に同等と特に認められる者(以下、貨物の最終需要者若しくは技術を 利用する者についてはA種特定子会社又は輸入者となる者若しくは技 術の取引の相手方となる者についてはB種特定子会社に読み替える)。
- 3 特定子会社包括許可の申請者

特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、輸出管理社内規程を 整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施して いる者であって、次のいずれかに該当する者とする。

なお、申請者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る 適格な説明会を受講しているものでなければならない。ただし天災その他や むを得ない事情があるときは、この限りでない。

(1) A種特定子会社の株式の過半数を有する者(A種特定子会社に対し、 特定子会社包括許可を適用し輸出された貨物又は提供された技術(他 (新設)

の特定子会社包括許可を適用し輸出された貨物又は提供された技術も含む。)について、包括許可について(運用のための輸出注意事項) (平成17・02・23 貿局第2号) (以下、「包括運用」という)別紙3に定める誓約書の確実な実施のための社内管理を行うよう指導・監査を行う者であって、申請時までに実地の監査を行う者に限る。)

(2) B種特定子会社の株式の過半数を有する者(B種特定子会社に対し、特定子会社包括許可を適用し輸出された貨物又は提供された技術(他の特定子会社包括許可を適用し輸出された貨物又は提供された技術を含む。)について、包括運用別紙4に定める誓約書の確実な実施のための社内管理を行うよう指導・監査を行う者であって、申請時までに実地の監査を行う者に限る。

なお、申請時点において、貨物の最終需要者又は技術の利用者たる A種特定子会社が確定しており、A種特定子会社に対し、特定子会社 包括許可を適用し貨物の輸出又は技術の提供を行うこと及びB種特定 子会社を介して、A種特定子会社に対し、特定子会社包括許可を適用 し貨物の輸出又は技術の提供を行うことについて、特定子会社包括許 可を受けた(1)の者から、事前に同意を得ていること)

(3) A種特定子会社に対し、特定子会社包括許可を適用し貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、特定子会社包括許可を受けた(1)の者から、B種特定子会社を介し、A種特定子会社に対して、特定子会社包括許可を適用し貨物の輸出又は技術の提供を行う場合には、特定子会社包括許可を受けた(1)及び(2)の者から事前に同意を得ている者(なお、申請時点において、貨物の最終需要者又は技術の利用者たるA種特定子会社及び貨物の輸入者又は技術の提供者たるB種特定子会社が確定していること)

## 4 特定子会社包括許可の要件

(1) 特定子会社包括輸出許可

3の(1)、(2)又は(3)の申請者が、A種特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を貨物の輸入者として、A種特定子会社に対して、輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の

貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出 が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められる ときは、特定子会社包括輸出許可を行う。

ただし、外為法遵守事項中「7 子会社・関連会社の指導」の実施 状況については、特定子会社包括輸出許可を行う場合における評価対 象としない。

# (2)特定子会社包括役務取引許可

3の(1)、(2)又は(3)の申請者が、A種特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を技術の提供を行う企業として、A種特定子会社に対して外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術(設計又は製造に係る技術に該当するものを除く。)を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定子会社包括役務取引許可を行う。

ただし、外為法遵守事項中「7 子会社・関連会社の指導」の実施 状況については、特定子会社包括役務取引許可を行う場合における評 価対象としない。

### 5 特定子会社包括許可の範囲

## (1) 特定子会社包括輸出許可

特定子会社包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「特定」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せであって、A種特定子会社を需要者とする輸出とする。

ただし、イラン、イラク、北朝鮮又はリビアを経由する場合は、特定子会社包括輸出許可は適用できない。

### (2) 特定子会社包括役務取引許可

特定子会社包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「特定」と 表記された欄にあたる技術(設計又は製造に係る技術に該当するもの を除く。)及びその提供地の組合せであって、A種特定子会社を利用 する者とする取引とする。

なお、特定子会社包括役務取引許可が認められる取引に関する外為

<u>法第25条第3項に掲げる行為については、外為令第17条第2項の</u> 規定に基づく許可を要しない。

### 6 特定子会社包括許可の申請手続

(1) 特定子会社包括輸出許可

特定子会社包括輸出許可を受けようとする者は、様式第7に定める 特定子会社包括輸出許可申請書2通を、関係書類を添付の上、経済産 業大臣に提出しなければならない。

(2) 特定子会社包括役務取引許可

特定子会社包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第8に定 める特定子会社包括役務取引許可申請書2通を、関係書類を添付の上、 経済産業大臣に提出しなければならない。

### 7 特定子会社包括許可の条件

(1)特定子会社包括輸出許可

特定子会社包括輸出許可には、別紙7の左欄に掲げる条件その他経 済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(2) 特定子会社包括役務取引許可

特定子会社包括役務取引許可には、別紙8の左欄に掲げる条件その 他経済産業大臣が必要と認める条件を付す

8 特定子会社包括輸出許可証の分割

経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特定子会社包括輸出許可証の分割をすることができる。

9 特定子会社包括許可の変更

特定子会社包括許可を受けた者は、A種特定子会社若しくはB種特定子会社の名称若しくは住所に変更が生じたとき又は取引の内容を変更しようとするときは、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

申請者は、新たな特定子会社包括許可を受けるときは、原許可証を返還しなければならない。

### 10 特定子会社包括許可の有効期限

特定子会社包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して 3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

<u>ただし、9に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限</u>までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

### 11 特定子会社包括許可の更新

10にかかわらず、特定子会社包括許可を受けた者は、当該許可の更新の 申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の 内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算 して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

# 12 特定子会社包括許可に係わる報告

(1)経済産業大臣は、特定子会社包括許可を適用し、A種特定子会社に対して輸出された貨物又は提供された技術の管理等について、当該貨物の輸出又は技術の提供をした申請者の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることができる。

なお、特に必要があると認めるときは、A種特定子会社の株式の過 半数を有する申請者に対して、A種特定子会社の監査を行い、その結 果を経済産業大臣に報告することを求めることがある。

(2)経済産業大臣は、特定子会社包括許可を適用し、A種特定子会社に対して、B種特定子会社を貨物の輸入者又は技術の取引の相手方となる者として輸出された貨物又は提供された技術の管理等について、当該貨物の輸出又は技術を提供した申請者の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者及びB種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることができる。

なお、特に必要な時は、B種特定子会社の株式の過半数を有する申 請者に対して、B種特定子会社の監査を行い、その結果を経済産業大 臣に報告することを求めることがある。

# 13 特定子会社包括許可の取消

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可の全部又は一部を取り消すことがある。

許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

V 特定手続等 (略)

(附則) (略)

(別紙1)~(別紙6)(略)

(別紙7)

(別紙8)

様式第1~6 (略)

様式第7

様式第8

様式第9

一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書

(参考1)~(参考2)(略)

(別添様式) (略)

様式第10~様式第14

IV 特定手続等 (略)

(附則) (略)

(別紙1)~(別紙6)(略)

(新設)

(新設)

様式第1~6(略)

(新設)

(新設)

様式第9

一般包括許可及び特定包括許可に係る届出書

(参考1) ~ (参考2) (略)

(別添様式) (略)

様式第10~様式第14(略)

(新設)

接式역 1 5	
│ 愀八弗 │ 0	
<u> </u>	

#### 特定子会社包括輸出許可の条件

- (1) 輸出管理出内規程のうち外為法等遵守事項を確実に 実施すること。
- (2) 特定子会社包括輸出許可に係る輸出の年間 (暦年) の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済 産業大臣に報告すること。
- (3) 特定子会社包括輸出許可に基づき輸出を行った際の 資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なく とも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲 げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5 から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は 5年間呆存すること。
- (4) 特定子会社を指輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途こ用、られる場合、用、られるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定子会社包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途 仕向地	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
用いられ る場合	輸出令別表第3に 掲げる地域 上記以外	蜘	劮
るおそれ	輸出令別表第3に 掲げる地域		
がある場 合		失効	
	輸出令別表第3に 掲げる地域		
ある場合	上記以外	届出	届出

(注) 表中、「失効」は、 当嫌出について包括下が失効 するもの。

また、「届出」は、当域輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

#### 許可条件の適用

報告するときは、様式第15によるものとする。

- チェックリストの様式は、輸出管理社内規程の届出 様式第こついて(平成17・02・23 貿局第6号輸出注 意事項17 第9号)の様式3に定めるものとする。
- 直近とは、チェックリストの各項目に定める期間とする。
- 3) 初めて包括中可を申請した者であって、その申請が 5月1日から7月31日までに行われたものであると きは、チェックリストに直近の取組状況を記載したも のを同年に限り重ねて提出することを必要としない。
- 4) 2以上の包括手可を保有する者にあっては、保有する包括中の数にかかわらず1通の提出のみとする。
- 1) 報告するときは、輸出管理計分規程の届出様式等について(平成17・02・23 貿局第6号輸出注意事項17第9号)の様式4によるものとする。
- 2) 2以上の包括・可を保有する者にあっては、保有する包括・可の数にかからず1通の提出のみとする。
- 1) 核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤 又は細環境別、これらの散布のための装置、これらを 運搬することができるロケット若しくは無人航空機で あってその射程若しくは崩縮開節シ三百キロメートル 以上のものの開発、製造、使用又は消蔵を指す。 「その他の軍事用金」とは、輸出令別表第1の1の 項言該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発製 造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当するも のを除く。)。
  - ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲の、ずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
  - ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
  - ③ ①江州 る銃砲弾
  - ④ ①②の附属品 (暗閉鎖)を有するものを除く。)
  - ⑤ 上記のものの部分品
  - ⑥ 産業用の発成器
  - ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品
- 2)「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用金ご用いられることとなる 旨、貨物の輸出に関する契約書双は輸出者が入手した 文書、図画若しくは電磁が配録において、記載され若 しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者 若しくはこれらの代理人から連絡を受けた 場合を指す
- 3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外 の場合であって、輸出される貨物が、輸出貨物が核兵

- 器等の開発等のためて用いられるおそれがある場合を 定める省令」(平成 13 年経済産業省令第 249 号)の 規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通 知を受けた場合を指す。
- 4) 「用いられる疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開 発等やその他の軍事的用金ご用いられる疑いのある場 合を指す。
- 5) 届出は、様式第9によるものとする。
- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された 日から 14 日間、特定子会社包括輸出許可を用いて、 当該貨物の輸出を行わないこと(ただし、経済産業省 から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合 を除く。)。
- (8) 特定子会社包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際がお平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通いを受けたときは、その輸出に対する特定子会社包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 特定子会社包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。
- (10) 特定子会社包括を適用し、A種特定特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を貨物の輸入者として、A種特定子会社で対して輸出された貨物の管理等について、当該貨物を輸出した申請者等の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることがある。
  - (11) 法令若しくは許可の条件に違文したとき、包括許可取扱要領(平成 17・02・23 貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際が近平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部を取り消されることがある。

#### 特定子会社包括役務取引許可の条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち外為法等遵守事項を確実に 実施すること
- (2) 特定子会社包括役務房。許可ご係る取りの年間(暦 報告するときは、様式第15によるものとする。 年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに 経済産業大臣に報告すること
- (3) 特定子会社包括役務取引許可に基づき技術の提供を 行った際の資料を輸出管理出力規程に基づき、技術の 提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの 項の中欄ご掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、 外為令別表の5から14までの項の中欄ご掲げる特定 の技術の提供の場合は5年間保存すること
- (4) 特定子会社包括股務取引 許可の有効期間内において、 毎年7月1日から31日までの間こ、チェックリスト に直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提 出すること。

- (5) 輸出管理出外規程の内容のうち、外為法等遵守事項 に関連する部分に変更が生じたときには、1か月以内 に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用金子川さ れる場合、利用されるおそれがある場合又はその疑 V のある場合には、次の表に定めるところに従い その取引に対して特定子会社包括役務取引許可が効力 を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが 必要とされる。

	用途 提供地	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
利用される場合	輸出令別表第3に 掲げる地域 上記以外	失効	劮
るおそれ	輸出令別表第3に 掲げる地域		
がある場 合		失効	
	輸出令別表第3に 掲げる地域		
ある場合	上記以外	届出	础

(注) 表中、「失効」は、 当類好 について包括中が 失効するもの。

また、「届出」は、当該限に先立ち経済産業大臣に 届け出ることが必要なもの。

#### 許可条件の適用

- 1) チェックリストの様式は、輸出管理は内規程の届出 様式等について (平成17・02・23 貿局第6号輸出注 意事項17第9号)の様式3に定めるものとする。
- 2) 直近とは、チェックリストの各項目に定める期間と する。
- 初めて包括中可を申請した者であって、その申請が 5月1日から7月31日までご行われたものであると きは、チェックリストに直近の取組状況を記載したも のを同年は限り重ねて提出することを必要としない。
- 4) 2以上の包括許可を保有する者にあっては、保有す る包括中の数こかからず1通の提出のみとする。
- 1) 報告するときは、輸出管理社内規程の届出様式等に ついて (平成17・02・23 貿局第6号輸出注意事項17 第9号) の様式4によるものとする。
- 2) 2以上の包括許可を保有する者にあっては、保有す る包括行の数こかかわらず1通の提出のみとする。
- 「核兵器等の開発等」とは、核兵器 軍用の化学製 剤又は細葉製剤、これらの散布のための装置、これら を運搬することができるロケット若しくは無人航空機 であってその射程若しくは航続距離が三百キロメート ル以上のものの開発、製造、使用又は消蔵を指す。 「その他の軍事用途」とは、輸出合別表第1の1の項 に該当する貨物(次に掲げるものを除く。)の開発・ 製造又は使用を指す(核兵器等の開発等に該当する ものを除く。)。
  - ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のい ずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
  - ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類 する産業用銃
  - ③ ①江州、る銃砲弾
  - ④ ①②の附属品 (暗閉鎖にを有するものを除く。)
  - ⑤ 上記のものの部分品
  - ⑥ 産業用の発成器
  - ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品
- 利用される場合」とは、提供される技術が核兵器 等の開発等やその他の軍事用途に用いられることと なる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おう とする者が入手した文書、図画若しくは電磁が記録 において記載され若しくは記録されている場合や、 取りの相手方若しくは当該技術を利用する者若しく はこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。
- 3) 利用されるおそれがある場合 とは 上記2) 以 外の場合であって、提供される技術が貿易関係貿易外

- うとする技術が核兵器等の開発等のために利用される おそれがある場合 (平成13年経済産業省告示第759 号)の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のた めば利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣 4) 利用される疑がある場合」とは、上記2)、3)以 外の場合であって、提供される技術が核兵器等の開発
  - 等やその他の軍事用途で利用される疑いかある場合を 指す。

取引等ご関する省合第9条第2項第七号イ及び第八号 イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しよ

- 5) 届出は、様式第9によるものとする。
- 日から14日間、特定子会社包括役務取引許可を用いて、 当類房を行わないこと (ただし、経済産業省から当 該するについて異議がない 旨連絡を受けた場合を除 <.)。
- (8) 特定子会社や括役務取引許可の範囲の取引をしよう とする場合であって、その取引が国際的な平和及び安 全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大 臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定子 会社包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 特定子会社包括役務取引許可の範囲は、許可後にお いても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更さ れることがある。
- (10) 特定子会社包括を適用し、A種特定特定子会社に対 して、又は、B種特定子会社を技術の提供を行う企業 として、A種特定子会社に対して提供された技術の管 理等について、当該技術を提供した申請者等の他、必 要ご応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申 請者又はB種特定子会社の株式の過半数を有する申請 者に対しても、報告を求めることがある。
- (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可 取扱要領(平成 17・02・23 貿局第1号・輸出注意事 項17第7号)のIVの2若しくは3の要件を満たさな くなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点 から必要があると認められるときは、本許可の 全部又は一部が取り消されることがある。

様式第7(IV-6(1)関係)

 根拠法規
 輸出貿易管理規則第2条の2

 主務官庁
 経 済 産 業 省

特定子会社包括輸出許可申請書
※ 許 可 番 号
※有効となる日
※ 有 効 期 限
経済産業大臣殿
申 請 者 申請年月日
記名押印 又は署名
住 所 電話番号
次のとおり申請をします。 取引の内容
1 需要者(貨物の買主者であって、貨物を費消し、又/幼江する者)
住所
(他の申請者が取得した特定子会社包括輸出許可番号)
2 輸入者
住所
(他の申請者が取得した特定子会社包括輸出許可番号)
3 特定子会社包括輸出許可申請に係る貨物の範囲
包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの5の(1)に掲げるもの
※許可又は不許可
外国為替及び外国貿易法第48条第1項 次の条件を付して許可する。
この申請を、
条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIVの7の(1)に 掲げる条件 (裏面参照) に従うこと。
経済産業大臣の記名押り
日 付
資 格
記名押印

包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの7の(1)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2)特定子会社包括輸出許可に係る輸出の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1 月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3)特定子会社包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる輸出の場合は5年間保存すること。
- (4) 特定子会社包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、 チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定子会社包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途	核兵器等 の開発等	その他の軍事 用途
用いられ る場合	輸出令別表第3に 掲げる地域 上記以外	失効	失効
用いられ るおそれ がなる相	輸出令別表第3に 掲げる地域	# Ah	
がある場 合 用いられ る疑いが	上記以外 輸出令別表第3に 掲げる地域	失効	
ある場合	上記以外	届出	届出

- (注)表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。 また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。
- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定子会社包括輸出 許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと(ただし、経済産業省から当該輸出につい て異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)。
- (8) 特定子会社包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定子会社包括輸出許可は、その効力を失う。
- (9) 特定子会社包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正 に伴い変更されることがある。
- (10) 特定子会社包括輸出許可を適用し、A種特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を貨物の輸入者として、A種特定子会社に対して輸出された貨物の管理等について、当該貨物を輸出した申請者の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者又はB種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることがある。
- (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部が取り消されることがある。
- 注(1) ※印か欄は、記入しないでください。
  - (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

根拠法規	貿易	関係貿易外国	取引等に1	對する省令	第7条
主務官庁	経	済	産	業	省

# 特定子会社包括役務取引許可申請書

	※許可番号
	※有効となる日
	※有効期限
経済産業大臣	殿
申 請 記名押 又は署	即
住	所 電話番号
次のとおり申請	をします。
取引の内容	
1 利用す	「る者(取引に係る技術の提供を受けて利用する者) 「
(他の申	請者が取得した特定子会社包括役務取引許可番号)
	\-\n-\tau
	相手方 <u> </u>
住所	
(他の甲	請者が取得した特定子会社包括役務取引許可番号)
3 特定子	会社包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容
括許可取扱要能	頁(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの5の(2) に掲げるもの
※ 許可又は	不許可
	国為替及び外国貿易法第25条第1項 次の条件を付して許可する。
の申請を、外担	談替及び外国貿易法第67条第1項 場関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項
	取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの7の(2)に (裏面参照)に従うこと。
	経済産業大臣の記名押印 日 付
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	記名推印
	ii /d14H-U

包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)のIVの7の(2)に掲げる条件

- (1) 輸出管理社内規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- (2)特定子会社包括役務取引許可に係る取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (3) 特定子会社包括役務取引許可に基づき提供を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。
- (4) 特定子会社包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- (5) 輸出管理社内規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- (6)核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定子会社包括役務取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

	用途 用途	核兵器等 の開発等	その他の軍事 用途
用いられ る場合	輸出令別表第3に 掲げる地域 上記以外	失効	失効
用いられ るおそれ がなる場	輸出令別表第3に 掲げる地域 上記以外	失効	
がある場 <u>合</u> 用いられ る疑いが	上記以外 輸出令別表第3に 掲げる地域	大纲	
ある場合	上記以外	届出	届出

- (注)表中、「失効」は、当該取引について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。
- (7) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定子会社包括役務 取引許可を用いて、当該役務の提供を行わないこと(ただし、経済産業省から当該取引に ついて異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)。
- (8) 特定子会社包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定子会社包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (9) 特定子会社包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の 改正に伴い変更されることがある。
- (10)特定子会社役務取引許可を適用し、A種特定子会社に対して、又は、B種特定子会社を技術の提供を行う企業として、A種特定子会社に対して提供された技術の管理等について、当該技術を提供した申請者の他、必要に応じ、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者又はB種特定子会社の株式の過半数を有する申請者に対しても、報告を求めることがある。
- (11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第 1号・輸出注意事項17第7号)のIVの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は 国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部 又は一部が取り消されることがある。

注(1) ※印か欄は 記入しないでください。

<sup>(2)</sup> 用紙の大きさは、A列4番とします。

# 様式第9

番号	受付年月日	

# 一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書

1. 提出者	担当者
(氏名又は名称)	(氏名)
印 (住 所)	(所属) (電話)
	(FAX)
2. 包括許可番号	
許可年月日 輸出又は取引予定日	
	3-2. 技術名
0 1. 貝彻和	3 2. 1X附石
4-1. メーカー名	4-2. 提供者名
5. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又)	よ寄港地)をすべて記載)
(積出港) (経由地)	(最終仕向地及び通関地)
6. 需要者等の名称、所在地及び概略並び	こ3-1. 又は3-2. で記載した貨物の
設置(使用)又は技術を提供する予定工場	場等の名称及び所在地
	で記載した貨物マけ提供する技術の使用目
の及び使用方法等)	( 山戦 した真物人は近所する技術の使用日
的及0使用方伝等)	
8.届出項目(疑いの内容について記載)	
特記事項	

太枠内を記入してください。

添付資料:・「貨物・技術の概要及び特性」(参考1)

- ・カタログ又は仕様書等の技術資料
- ・ 商談全体の内容がわかるもの (例えば既に契約しているものについては 契約書)
- ・ 届出の事由を示す文書等(参考2)

# 年 月 日

# 特定子会社包括許可に係る年間実績報告書 (年月日~12月分)

経済	産業大臣 殿					
			提出者住	所		
下	己のとおり報告します。		電話社	香号(担当) <sub>.</sub>		
		記				
許可	番号:					
	(輸出令別表第1 ・外為令別表)の 項の番号及び中欄 の括弧の番号				合	計

(注) 実績欄については必要に応じ別紙として差し支えありません。

仕向地·提供地

通関・提供の回数

金 額 (US \$)

輸出許可の場合は「・外為令別表」を、役務取引許可の場合は「輸出令別表第1・」 を二重線等で消してください。